

女性活躍応援塾 全体図

①内容を企画

地域の祭りを復活したい！

子どもの居場所作りをしたい！

手作りマルシェを開催したい！

空き家を活用したイベントを開催したい！

名産品〇〇の販路を拡大したい！



②事業計画の提出(地域塾の内容を提案)



③開催

情報発信(広報の場)

コミュニティFM放送局にて活動の広報を行う

府内北部

府内南部

⑤広報



地域塾(実践の場)

各事業の実現に必要な知識やノウハウを修得する
(受託事業者+新規参加女性5人以上)

一緒にやろう！



年4回以上
オンライン開催可

地域塾①

地域塾②

地域塾③

地域塾④

新規ネットワークへの参画



④参加



全体塾(学習の場)

女性活躍プロデューサーから、団体の運営方法や庶務等を学び、塾生間のネットワークを構築する

年4回程度

全体塾①

全体塾②

全体塾③

全体塾④

実行力
発展性



⑥意見交換会・成果発表会



R5年度以降

⑦事業の継続・発展

【対象経費】

区分	項目	内容	備考
賃金		本事業に伴い臨時的に従事する日々雇用者に対する賃金	
報償費		研修会、勉強会、調査活動等に外部から講師として専門家を招く際の謝金等	
旅費		本事業の実施に係る交通費や宿泊費	単価上限：公共交通機関の利用の実費相当額
需用費	消耗品	用紙・封筒・文具、図書、作業用具類等の購入経費（単価5万円未満のもの）	
	燃料費	本事業の実施に係る自動車、暖房用具等の燃料費	
	材料費	事業実施のために必要な資材等（単価5万円未満のものかつ汎用性のないもの）	
	印刷製本費	チラシ、報告書等の作成経費	
	光熱水費	本事業の実施に係る電気・ガス・水道使用料金等	
役務費	通信運搬費	郵便料金等	
	広告料、原稿料	新聞、雑誌、ラジオ等による活動の宣伝、啓発活動に要する経費	
	手数料	振込手数料	
	保険料	イベント保険料、運送保険料	
使用料及び賃借料		レンタカー、作業機械・機材借り上げ料、会場使用料、道路通行料金等	
その他、知事が必要と認める場合			

※以下の経費は対象外とします。

- ・委託料
- ・申請事業者・団体の運営に係る経常的経費（一般管理費を含む。）
- ・個人給付的な経費（上記の賃金及び報償費を除く。）
- ・食糧費（例：外部講師用や会議等参加者の弁当、菓子、お茶・水類等の飲食代）
- ・備品購入費
- ・使用料（団体構成員に支払う場合に限る。）

女性活躍応援塾事業に係る地域塾運営事業 評価基準

評価項目	評価内容	配点
公益性	事業効果※1が出る事業計画になっているか	5点
発展性	新規性※2、先駆性、独創性がある事業となっているか	5点
持続性	令和5年度以降も継続的に取り組める内容か	5点
実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか	5点
	予算積算が適切になっているか	5点
モデル性	府内の他事業者、他団体、他の人々にとって参考となる内容か	5点
合計		30点

※1 事業効果

- ・主導的な役割を担うことができる女性の育成
- ・女性の新たな参画(5人以上の女性新規参加者の確保)
- ・女性の活躍に資する知識の習得

※2 新規性

長年活動している団体については、従来の活動を発展させた新たな取組であること

【配点基準】

優れている	5点
やや優れている	4点
標準	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点